

院内感染対策指針

千葉中央メディカルセンター（以下「当院」とする）は、病院理念である「信頼と奉仕」のもと、医療安全対策および患者サービスの質の向上のために、医療関連感染の発生防止と拡大防止に取り組む必要がある。すべての職員に対して組織的な対応と教育を行ない、次に掲げる指針をもって院内感染防止対策に臨むこととする。

1. 院内感染防止対策委員会（以下「委員会」とする）設置に関する事項

- （1）委員会は院内感染防止策に関する問題点の抽出と改善策を講じる
- （2）委員会は院内感染の発生状況を把握しその拡大防止に努める
- （3）委員会は抗菌薬の使用状況を把握しその適正な使用を指導する
- （4）委員会は職員に院内感染防止策を実行するための教育を実施する
- （5）委員会は職員に職業感染防止策を講じ、実行する

2. 感染管理室設置に関する事項

- （1）感染管理室は、感染対策に関する実働的組織であり、院内を定期的に巡回し、感染防止対策実施の適正化および抗菌薬適正使用の指導介入を行う。また、職業感染発生時にも速やかに対応する
- （2）感染管理室は、院内感染に関するサーベイランスを行い、委員会に情報提供および提言を行う
- （3）感染管理室は、院内感染に関する情報収集・資料の作成を行い、委員会にて提言する
- （4）感染管理室は、職業感染防止策に関して情報収集を行い、委員会にて提言する

3. 教育研修の基本方針

- （1）当院の職員（委託業者も含む）が感染症に関する基本知識の習得や感染防止対策を理解し、確実に実施できるようにすることを目的として実施する
- （2）全職員を対象に、年2回以上開催する

4. 感染症発生時の対応に関する事項

- （1）耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、感染症発生時には所定の連絡体制に従い、速やかに連絡し対応する（感染管理室にて調査、討議）
- （2）まれな感染症や届出が必要な感染症の場合は、直ちに感染管理室にて介入を行う
- （3）患者又は家族への説明は医師が速やかに行う

5. 当該指針の閲覧、感染に関する相談への対応に関する事項

患者および家族から、当該指針の閲覧および感染に関する相談・苦情がある場合は、医療相談窓口で対応する

6. その他の感染対策推進に必要な事項

院内感染防止のため、当院職員は「院内感染防止対策マニュアル」を遵守する。マニュアルは、適宜見直しを行い改訂するとともに周知徹底を行う

医療法人社団 誠馨会
千葉中央メディカルセンター
2008年12月 1日 策定
2014年 5月 1日一部改訂
2016年 9月10日一部改訂
2018年 4月 1日一部改訂
2023年10月4日 4(3)を追記